

第4回 憲法と人権の限界(2)

今回は、人権総論の課題として、次の2つの問題について、議論します。

- (1) 公務員や刑事施設に収容されている者など、国家と特別な関係にある私人に対する人権保障は、どのように考えるべきでしょうか。
- (2) 憲法が、本来、国家と私人との関係を規律するものであるとしても、憲法の人権規定は、私人相互間ではまったく適用されないのでしょうか。

3. 一般職公務員の人権

- ・ 公務員は、政治活動の自由(国家公務員法 102 条、地方公務員法 36 条)や労働基本権(国家公務員法 98 条 2 項、地方公務員法 37 条)に制限が課されている。
- ・ 公務員の政治活動の自由に対する制限については、最高裁判所は、(1) 行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するという立法目的は正当であり、(2) その目的のために公務員の政治活動を禁止するという手段は、目的との間に合理的関連性があり、(3) 禁止によって得られる利益と失われる利益との間に均衡がとれているので、合憲であるとする(猿払事件最高裁判決(最大判昭和 49 年 11 月 6 日刑集 28 卷 9 号 393 頁))。
- ・ 公務員の労働基本権に対する制限については、最高裁判所は、(1) 公務員の勤労条件は国会が制定する法律や予算によって定められるので、政府に対する争議行為は的外れであること、(2) 公務員の争議行為には、私企業の場合のような市場の抑制力がないこと、(3) 公務員の争議行為は、公務の退廃をもたらす、国民全体の共同利益に重大な影響を及ぼすこと、(4) 人事院などのような代償措置があることなどから、合憲であるとする(全農林警職法事件最高裁判決(最大判昭和 48 年 4 月 25 日刑集 27 卷 4 号 547 頁))。

#### 4. 憲法の私人間効力

- ・ 憲法は、本来、国家権力と私人との関係を規制することによって国民の権利・自由を保護するための法規範であり、私人と私人との関係を規制する規範ではない。
- ・ しかしながら、今日、社会状況が変化し、従来のように人権保障の名宛人として国家のみを想定していたのでは不十分であり、私人相互の関係においても、憲法の人権規定を適用させるべきではないかということが議論されるに至った。
- ・ 憲法の人権規定を私人相互間に適用させる方法としては、(1) 私人相互間での適用が明文で規定されているものを除き適用させるべきでないという見解、(2) 全面的に直接適用させるべきだという見解、(3) 民法 90 条などの私法の一般条項を通じて、間接的に適用させるべきだという見解などが主張されている。しかし、(2) によれば、私人間の法律関係は私人間の自由な合意や契約で定めるという私的自治の原則を否定してしまうことになるので、判例は (3) の立場を採っている（三菱樹脂事件最高裁判決（最大判昭和 48 年 12 月 12 日民集 27 卷 11 号 1536 頁））。

今回の講義の復習として、教科書第 1 章及び第 2 章について、解説部分も含めてもう一度読んでおきましょう。

次回から、日本国憲法第 3 章に挙げられている個別の人権について考えていきます。

今回は、13 条が規定する幸福追求権について扱います。この条文は、いったい何を保障した規定でしょうか。

【宿題】 教科書第 3 章の東京学館高校バイク自主退学事件について、事件の概要、下級裁判所の判断及び最高裁判所の判断を、あらかじめ読んでおきましょう。